

# 総務建設常任委員会

平成29年12月15日

葛城市議会

## 総務建設常任委員会

1. 開会及び閉会 平成29年12月15日（金） 午前9時30分 開会  
午後0時07分 閉会

2. 場 所 葛城市役所 新庄庁舎 第1委員会室

3. 出席した委員

委員長	下村正樹
副委員長	岡本吉司
委員	吉村始
〃	松林謙司
〃	川村優子
〃	増田順弘
〃	吉村優子
〃	西川弥三郎

欠席した委員 なし

4. 委員以外の出席議員

議員	杉本訓規
〃	梨本洪珪
〃	奥本佳史
〃	谷原一安
〃	内野悦子

5. 委員会条例第19条の規定により、説明のため出席した者の職氏名

市長	阿古和彦
副市長	松山善之
企画部長	飯島要介
企画部理事兼企画政策課長	岸本俊博
人事課長	前村芳安
〃 補佐	中井智恵
〃 補佐	山岡邦啓
総務部長	安川誠
総務財政課長	米田匡勝
〃 補佐	吉村浩尚
生活安全課長	門口昌義
〃 補佐	植田和明

税務課長	仲川早苗
〃 補佐	椿本真司
都市整備部長	増井良之
建設課長	松本秀樹
〃 補佐	福井敏秀
都市計画課長	吉村雅央
産業観光部長	池原博文
農林課長	芝浩文
〃 補佐	勝浪栄次
商工観光課長	岩永睦治
会計管理者	下村喜代博

#### 6. 職務のため出席した者の職氏名

事務局長	中井孝明
書記	吉田賢二
〃	高松和弘
〃	山岡晋

#### 7. 付議事件（付託議案の審査）

- 議第69号 葛城市防災行政無線施設条例の一部を改正することについて
- 議第70号 葛城市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正することについて
- 議第71号 葛城市税条例の一部を改正することについて
- 議第72号 葛城市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例の一部を改正することについて
- 議第73号 葛城市営住宅条例の一部を改正することについて
- 議第74号 平成29年度葛城市一般会計補正予算（第6号）の議決について
- 議第82号 葛城市議会議員の議員報酬に関する条例の一部を改正することについて
- 議第83号 葛城市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正することについて
- 議第84号 葛城市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正することについて
- 議第85号 平成29年度葛城市一般会計補正予算（第7号）の議決について

開 会 午前9時30分

**下村委員長** それでは、ただいまの出席委員は8名で、定足数に達しておりますので、これより総務建設常任委員会を開会いたします。

本当に皆さん方、年末のお忙しいときでございますし、また、大変審議事項も、きょうも協議会の方でも、かなり議案といたしますか説明がございます。少し時間が長くなると思えますけれども、最後までよろしく願い申し上げまして、簡単ではございますけれども総務建設常任委員会委員長としての挨拶にかえさせていただきます。よろしく願い申し上げます。

また、発言される場合は必ず挙手をいただき、指名をいたしますのでマイクの発言ボタンを押してからご起立いただき、発言されるようお願いいたします。

それでは、ただいまより委員外議員の紹介をいたします。委員外議員として奥本議員、そして谷原議員、梨本議員、内野議員、以上、4名の方が委員外議員として出席されております。よろしく願い申し上げます。

それでは、ただいまより本委員会に付託されました付議事件の議事に入ります。

初めに、議第69号、葛城市防災行政無線施設条例の一部を改正することについてを議題といたします。

本案につき、提案者の内容説明を求めます。

安川総務部長。

**安川総務部長** 皆さん、おはようございます。総務部長の安川でございます。よろしく願い申し上げます。

それでは、ただいま上程になっております議第69号、葛城市防災行政無線施設条例の一部を改正することにつきまして、ご説明の方をさせていただきたいと思えます。

今回、葛城市防災行政無線デジタル化整備工事の実施に際しまして、既設の有線放送設備やアナログ防災行政無線を統合し、新たにデジタル防災行政無線として市内全域で整備をするため、葛城市防災行政無線施設条例の一部を改正いたすものでございます。主な改正内容といたしまして、新たに整備いたします機器等の定義や、あるいは設置場所について規定いたし、また、防災行政無線の業務を行う区域や戸別受信機の貸与及び譲渡に関して改正を行うものでございます。

それでは今回、お手元の方にこの新旧対照表をお渡しさせていただいております。これをもとに説明をさせていただきたいと思えます。この新旧対照表、左側が旧、もとの条例でございます。それと、この右側、上の方に新と書いておりますが、こちらが今回、改正に当たるものでございまして、赤字、アンダーラインを引いたものが改正の内容となっておりますのでございます。

それでは初めに、定義についての第2条の条文中におきまして、第1項第2号の親局について中継局、再送信子局、屋外拡声子局及び戸別受信機を相手方として通信業務を行う無線局をいうに改めます。

次に、第3号を追加いたしまして、中継局として親局からの電波を受けて再送信子局、屋外拡声子局及び戸別受信機を相手方として通信業務を行う無線局をいうといたします。

次の第4号におきましては、再送信子局として親局または中継局からの電波を受けて、屋外拡声子局及び戸別受信機を相手方として通信業務を行い、または拡声装置により情報伝達のため、屋外に設置する無線局をいうといたします。

次に、第6号におきましては非常用親局装置としまして、非常時に臨時の措置として親局にかわり、中継局、再送信子局、屋外拡声子局及び戸別受信機を相手方として通信業務を行う送受信機設備をいうと、それぞれ追加規定をいたすものでございます。なお、旧の第4号につきましては、地区遠隔装置を廃止するため、削除をいたすものでございます。

次の2ページの方をごらんいただきたいと思います。屋外拡声子局についての第7号及び戸別受信機についての第8号の条文中、親局の後ろに中継局、再送信子局をつけ加えたいします。

次に、設置場所について規定いたします第3条では、第1項第1号の条文中、親局の設置場所を長尾85番地から柿本166番地に、また當麻庁舎を新庄庁舎にそれぞれ改めるものでございます。

次の第2号では中継局について、市内において市長が必要と認める場所とし、第3号では再送信子局について、市内において市長が必要と認める場所とそれぞれ規定いたすものでございます。なお、旧の第2号を第4号に繰り下げ、続く第5号では非常用親局装置につきまして、市内において市長が必要と認める場所と追加規定いたします。なお、旧の第3号は地区遠隔装置を廃止するため削除をいたし、また旧の第4号を第6号に繰り下げ、旧の第5号を第7号に繰り下げた上、戸別受信機についての文言中、住居の後ろに公共施設、事業所等を追加いたすものでございます。

次に、第5条の見出しを業務を行う区域に文言を改め、同条文中、當麻地区の15の大字名を市内全域に改めるものでございます。

次の第6条の見出しを戸別受信機の貸与及び譲渡に改め、同条第1項中、戸別受信機は住民基本台帳法に基づき、本市の住民基本台帳に記録されているもので構成された世帯の世帯主に1台を無償で貸与するものとする。また、第2項を次の各号のいずれかに該当する場合は、戸別受信機を有償で譲渡するものとし、その額は実費額とする。なお、第1号では前項の規定により、戸別受信機を貸与されたもので増設する場合、また第2号では事業所等に設置する場合、第3号におきましては、その他市長が必要と認めた場合と改めるものでございます。

次に、第3項を追加いたしまして、前2項の戸別受信機の貸与、または譲渡を希望する者は市長の承認を得なければならないと規定いたすものでございます。

次に、第8条第1項第2号及び第9条第1項の条文中、及び地区遠隔装置を削除いたします。

次の4ページをごらんいただきたいと思います。4ページの附則におきまして、施行期日についての第1項では、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において規則で定める日から施行するをいたし、準備行為についての第2項におきましては、改正後の第6条の規定による戸別受信機の貸与及び譲渡に関し必要な行為、その他、防災行政無線の設置に関し、

必要な準備行為はこの条例の施行する前においても行うことができると規定いたすものでございます。

以上で説明の方を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

**下村委員長** ただいま説明願いました本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

松林委員。

**松林委員** 戸別受信機を有償で譲渡するものとし、その額は実費額とするという、この有償ということですが幾らですか。

**下村委員長** 門口課長。

**門口生活安全課長** 生活安全課の門口でございます。よろしくお願いいたします。

1台当たり有償金額、大体4万円前後になる、そういうふうになりますので、よろしくお願いいたします。

**下村委員長** ほかに質疑はありませんか。

岡本副委員長。

**岡本副委員長** 今、条例改正ということで今年の3月までにこの受信機、各家庭に配付するということの条例改正であると思います。前回9月にもお願いしてましたように、各家庭の戸別受信機、これ、ありがたいことですが、屋外で仕事をされる人のために屋外のトランペットつけていただきたいということをお願いをしておきました。その結果、どういうふうになってるんかお聞かせをいただきたいと思います。

**下村委員長** 松山副市長。

**松山副市長** 副市長の松山でございます。

当委員会に付託、ご審議をいただいております条例の内容には、今、岡本副委員長ご発言の内容が含まれてございませんので、この場でご説明をするのが適切かどうかということがございますが、前回、以前の総務建設常任委員会の協議会でもご同様のご意見をいただいておりますので、それについての検討の内容につきましては、後ほどご予定いただいております協議会の場で改めてご説明をさせていただきたいと存じます。

以上でございます。

**下村委員長** 岡本副委員長、後の協議会でということでよろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。

増田委員。

**増田委員** これは防災行政無線の条例の改正ということでございます。これは当麻の行政無線をデジタル化するということで改正されるんですけども、以前の新庄地区で放送されておる有線の条例等の規定というのはどういうふうな処理をされるんでしょうか。

**下村委員長** 門口課長。

**門口生活安全課長** 新庄地区につきましては有線放送等につきましては条例というものはありませんでしたので、その条例等につきましては、当麻町の今の防災行政無線の条例、それをもとに

しまして、今回、全市に戸別受信機を配付するという事で改正させていただいたものでございます。

条例と、規則の方でも、その運用等につきまして定めているものでございます。

下村委員長 部長。

安川総務部長 総務部長の安川でございます。

新庄地区の有線放送につきましては、条例ではございませんで規則の方でその内容を規定しておりますので、追ってその辺は規則の改正をまたさせていただく予定でございます。

以上でございます。

下村委員長 増田委員。

増田委員 条例に至ってないということでございますので、やっぱりこの条例改正をする以上、新庄地区の規定も同時にやられるのかなというふうに思ったんですけど、よろしく願いしておきます。

下村委員長 それでよろしいでしょうか。

増田委員 はい。

下村委員長 ほかに質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

下村委員長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議員間討議を希望される方はおられますか。

(「なし」の声あり)

下村委員長 ないようであれば、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

下村委員長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第69号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

下村委員長 ご異議なしと認めます。よって、議第69号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議第70号、葛城市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正することについてを議題といたします。

本案につき、提案者の内容説明を求めます。

飯島企画部長。

飯島企画部長 企画部の飯島でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

私より、議第70号、葛城市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例につきまして、改正理由及び主な改正内容につきまして説明申し上げます。

まず、改正理由でございます。人事院規則19-0、こちら職員の育児休業等に関する規定でございますが、こちらの一部を改正する人事院規則19-0-13等が本年9月15日に公布さ

れまして、また、本年10月1日に施行されたことに伴いまして、非常勤職員につきまして、2歳に達する日まで育児休業することができる当該子の養育の事情を考慮して、特に必要と認められる場合として条例で定める場合などの規定につきまして、国家公務員の規定に準じた規定に改めるものでございます。施行日は公布の日でございます。

続きまして、主な改正内容について新旧対照表に沿ってご説明申し上げます。新旧対照表の左側が旧、右側が改正分でございます。まず、第2条第3号（イ）の改正でございます。こちら養育する子が1歳6カ月に達する日の規定を第2条の4におきまして、2歳に達する日と読みかえる規定を設けるものでございます。

続きまして、新旧対照表3ページをごらんください。第2条の3第2号の改正でございます。第2条の4におきまして、地方等育児休業の略称規定を用いるための規定を設けるものでございます。

続きまして、新旧対照表の4ページをごらんくださいませ。こちら、第2条の4の全部改正でございます。非常勤職員につきまして、2歳に達する日まで育児休業することができる当該子の養育の事情を考慮して、特に必要と認められる場合として条例で定める場合として、当該子について当該非常勤職員、または当該非常勤職員が当該子が1歳6カ月到達日におきまして、地方等育児休業している場合におきまして、保育所における保育の実施を希望し、申し込みを行っているが、当該子の1歳6カ月到達日後の期間について、当面その実施が行われない場合等、当該子の1歳6カ月到達日後の期間につきまして、育児休業をすることが継続的な勤務のために必要と認められる場合として、規則に定める場合に該当する場合と国家公務員の規定に準じた規定に改めるものでございます。

続きまして、新旧対照表の6ページをごらんください。第3条第5号の改正でございます。こちら3月以上という規定を3箇月以上という文言の整理をするためでございます。

続きまして、第3条第6号の改正でございます。第2条の4の全部改正に伴いまして、従前の第2条の4で規定しておりました保育所等の略称規定を本号に設けるものでございます。

続きまして、新旧対照表9ページをごらんください。第10条第6号の改正でございます。第3条第5号の改正と同様に文言を整理するものでございます。

続きまして、新旧対照表10ページをごらんください。第12条第6号の改正でございます。第3条第5号及び第10条第6号の改正と同様に文言を整理するものでございます。

最後に新旧対照表13ページをごらんください。こちら附則でございます。この条例は公布の日から施行いたします。

以上でございます。よろしくご審議賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

**下村委員長** ただいま説明願いました本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

**下村委員長** 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議員間討議を希望される方はおられますか。

(「なし」の声あり)



下村委員長 ないようであれば、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

下村委員長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第70号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

下村委員長 ご異議なしと認めます。よって、議第70号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議第71号、葛城市税条例の一部を改正することについてを議題といたします。

本案につき、提案者の内容説明を求めます。

安川総務部長。

安川総務部長 失礼いたします。総務部の安川でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、今回上程しております議第71号、葛城市税条例の一部を改正することについてをご説明させていただきます。今回の改正内容につきましては、個人住民税に係る改正でございます。今回、葛城市税条例の一部を改正する条例につきましては、地方税法の改正において就業調整をめぐる喫緊の課題に対応するため、配偶者特別控除についての所得控除額33万円の対象となる配偶者の合計所得金額の上限を引き上げるなどの措置が講じられることに伴いまして、所要の改正をいたすものでございます。

それでは、お手元の新旧対照表にて説明をさせていただきたいと思っております。こちらも先ほどと同じく右側が改正内容となっておりますのでございます。右側の附則第5条におきましては、個人の市民税の所得割の非課税の範囲等についての規定でございますが、この中におきまして、納税義務者と生計を一にする配偶者のうち、前年の合計所得金額が38万円以下である控除対象配偶者につきまして、配偶者控除及び配偶者特別控除が見直されたことに伴いまして、同一生計配偶者に名称を変更されたことから、当該名称部分を改めるものでございます。

なお、附則におきまして施行期日を定めております第1条では平成31年1月1日から施行するとし、また第2条では経過措置を規定しておりまして、この条例による改正の規定におきましては平成31年度以降の個人の市民税について適用し、平成30年度までの個人の市民税につきましては、なお従前によるものといたすものでございます。

以上で説明の方を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

下村委員長 ただいま説明を願いました本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

西川委員。

西川委員 ちょっと教えてほしいのですが、控除対象配偶者から同一生計配偶者へ変わったことにより、同一生計をしていない、いわゆる配偶者と別居しているとか、別生計で生活している場

合は35万円の控除がなくなるということですか。

**下村委員長** 仲川課長。

**仲川税務課長** 税務課の仲川です。よろしくお願いします。

ただいまの質問ですが、この同一生計というのは、配偶者控除が受けられるかどうかという意味でできた言葉です。なので、例えば、単身赴任で旦那さんが他府県へ行かれて、奥さんだけが葛城市に残ってるという場合でも、旦那さんはこの条件に当てはまれば配偶者控除は受けられるということになるので、そういう場合は控除対象配偶者と呼びます。なので、控除が受けられない配偶者のことを同一生計配偶者というふうに考えていただいて、大きく同一生計配偶者があって、その中に控除を受けられる控除対象配偶者がおられると認めていただければよいと思います。

**下村委員長** 結構でございます。

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

**下村委員長** 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議員間討議を希望される方はおられますか。

(「なし」の声あり)

**下村委員長** ないようであれば、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**下村委員長** 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第71号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**下村委員長** ご異議なしと認めます。よって、議第71号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議第72号、葛城市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例の一部を改正することについてを議題といたします。

本案につき、提案者の内容説明を求めます。

池原産業観光部長。

**池原産業観光部長** おはようございます。産業観光部の池原でございます。

ただいま上程されております議第72号、葛城市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例の一部を改正することについてご説明申し上げます。

本条例に引用されております企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律が平成29年6月2日に公布され、平成29年7月31日に施行されたことに伴いまして所要の改正を行うものでございます。主な改正内容につきましては、当該法律の題

名が改められたことによる条例の題名の改正及び条文の条ずれの対応、その他文言の整理を行うものでございます。この条例につきましては、公布の日から施行するものでございます。

それでは、新旧対照表に基づきましてご説明の方をさせていただきたいと思っております。まず、第1条でございます。企業立地の促進等に関する法律等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律を地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律に、第10条第1項を第9条第1項に改めるものでございます。第3条中でございます。第5条第1項に規定する同条基本計画を第4条第1項規定により作成し、同条第6項の規定により同意を得た基本計画に同域を立地重点促進地区を工場立地特別対象区域に改めるものでございます。

2ページをごらんいただきたいと思います。附則でございます。施行期日を、この条例は公布の日から施行する。2番目といたしまして、基本計画に関する経過措置といたしまして、この条例の施行前にこの条例による改正前の葛城市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例、第3条に規定する同意を得た基本計画は、なおその効力を有するものとし、当該旧同意基本計画に関する同条第3条の表に規定する区域並びに緑地及び環境施設の面積の敷地面積に対する割合については、なお従前の例によるものとしております。

以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

**下村委員長** ただいま説明を願いました本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

**下村委員長** 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議員間討議を希望される方はおられませんか。

(「なし」の声あり)

**下村委員長** ないようであれば、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**下村委員長** 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第72号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**下村委員長** ご異議なしと認めます。よって、議第72号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議第73号、葛城市営住宅条例の一部を改正することについてを議題といたします。

本案につき、提案者の内容説明を求めます。

増井都市整備部長。

**増井都市整備部長** 都市整備部長の増井でございます。

それでは、ただいま上程されております議第73号、葛城市営住宅条例の一部を改正するこ

とについてご説明を申し上げます。

本案につきましては、第7次一括法第9条の規定により公営住宅法について改正がなされました。この改正に伴いまして、公営住宅法施行令の一部を改正する政令及び公営住宅法施行規則の一部を改正する省令が公布されたことに伴い、所要の改正を行うものでございます。改正内容につきましては、公営住宅法施行令と公営住宅法施行規則に条ずれが生じているため、その条文の整理を行うための対応となっております。2点目といたしまして、葛城市内の有線放送と防災行政無線を防災行政無線に統合することに伴うものでございます。3つ目といたしまして、常用漢字表に伴います表記の整理を行うものでございます。4つ目といたしまして、市営住宅の所在地の表記を小字名から現在の表記に改正するものでございます。

それでは、新旧対照表に基づきましてご説明を申し上げます。新旧対照表の2ページの方をごらんいただきます。2ページの第4条第1項第2号中の有線放送を削るという内容でございます。そうしまして、10ページの方をお願いいたします。10ページの第15条第1項中、第11条を第12条に改めるものでございます。続きまして11ページ、第17条2項中、第8条を第7条に改めるものでございます。14ページの方をお願いいたします。第23条第2項中、き損、平仮名の「き」を漢字の毀損に改めるものでございます。19ページの方をお願いいたします。第38条及び第39条中、第11条を第12条に改めるものでございます。19ページ、同じく第41条第1項第3号中、平仮名のき損を漢字の毀損に改めるものでございます。26ページの別表中、葛城市林堂字芝ノ藪、新池田、森ノ本地内を林堂229番地1に改めるものでございます。なお、施行期日は公布の日からとし、第4条第1項第2号の有線放送の規定を削る改正規定につきましては、葛城市防災行政無線施設条例の一部を改正する条例の施行の日から施行するものでございます。

説明は以上でございます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

**下村委員長** ただいま説明願いました本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

吉村委員。

**吉村始委員** 素朴な疑問で恐縮ですが、26ページ、別表の第3条関係のところ、観音寺田団地の方は番地まで書いてます。ヤシキアト団地、西室団地、堂の久保団地には地番がないというのは、もうちょっと広範囲にわたるので大字名だけでとまってるというような感じでよろしいんでしょうか。

**下村委員長** 増井部長。

**増井都市整備部長** ただいまのご質問でございます。

別表中の団地名の後、所在地でございますが、大字名でとまっておるところで地番が複数ございますので、住所の地番までは表記しておらないのが現状でございます。

以上でございます。

**下村委員長** ほかに質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

**下村委員長** 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議員間討議を希望される方はおられませんか。

(「なし」の声あり)

**下村委員長** ないようであれば、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**下村委員長** 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第73号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**下村委員長** ご異議なしと認めます。よって、議第73号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

お諮りをいたします。

この後、審査をいたします議第82号、議第83号及び議第84号の条例改正3議案につきましては、いずれも人事院勧告に伴う給与改正等にかかわる議案でございますので、本3議案については一括議題、一括質疑とし、討論、採決は1議案ごとに行いたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

**下村委員長** ご異議なしと認めます。よって、そのように委員会を運営することに決定いたしました。

それでは、議第82号から議第84号までの3議案を一括議題といたします。

本3議案につき、提案者の内容説明を求めます。

飯島企画部長。

**飯島企画部長** 企画部の飯島でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

私より議第82号から第84号につきましての説明をさせていただきます。それでは初めに、議第82号、葛城市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正することについて、改正理由及び主な改正内容について説明申し上げます。まず、改正理由でございます。本年の人事院勧告におきまして、一般職の特別給について民間事業所における好調な支給状況を反映いたしまして、民間が公務を上回ったことから0.1月分の引き上げが勧告されました。それを受けまして、国の特別職の期末手当を0.05月分引き上げるための特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律が第195回国会に提出されておりましたが、12月5日に衆議院、12月8日に参議院にて可決、成立いたしましたことを受けまして、本市におきましても、これに準じて本市の議会議員の期末手当を0.05月分引き上げるべく本条例を改正するものでございます。

主な改正内容につきまして新旧対照表に沿って説明申し上げます。まず、改正条例第1条におきまして、本年12月に支給しました期末手当の支給月分を0.05月分引き上げまして、現行の1.7月分から1.75月分に改正するものでございます。

続きまして、改正条例第2条におきまして平成30年度以降に支給する期末手当につきまして、第1条で引き上げた0.05月分を6月期と12月期にそれぞれ0.025月分に分けて、6

月期は1.55月から1.575月に、12月期は第1条で引き上げた後の1.75月から1.725月に改正するものでございます。附則第1条といたしまして、この改正条例は公布の日から施行するものとし、ただし書きとして、改正条例第2条の規定は平成30年4月1日施行とするものでございます。附則第2項でございますが、本年12月期末手当を引き上げるために第1条の改正規定を本年12月1日に遡及して適用いたしまして、附則第3項では引き上げた期末手当の額と本年12月8日に支給いたしました期末手当の差額を支給する規定を設けるものでございます。

続きまして、議第83号、葛城市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正することについての改正理由及び主な改正内容についてご説明申し上げます。まず、改正理由でございますが、本年の人事院勧告におきまして一般職の特別給について民間事業所における好調な支給状況を反映して、民間が公務を上回ったことから0.1月分の引き上げが勧告されました。それを受けまして、国の特別職の期末手当を0.05月分引き上げるための特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律が、先ほど申し上げましたが第195回国会に提出されておりましたが、それぞれ衆議院、参議院において可決、成立いたしましたことを受けまして、本市におきましても、これに準じまして常勤の特別職の職員の期末手当を0.05月分引き上げるため、本条例を改正するものでございます。

主な改正内容でございます。改正条例第1条におきまして、本年12月に支給いたしました期末手当の支給月分を0.05月分引き上げまして、現行の1.7月分から1.75月分に改正するものでございます。改正条例第2条におきまして、平成30年度以降に支給する期末手当につきまして、第1条で引き上げた0.05月分を6月期と12月期にそれぞれ0.025月分に分けまして、6月期は1.55月から1.575月に、12月期は第1条で引き上げた後の1.75月から1.725月に改正するものでございます。附則第1項といたしまして、この改正条例は公布の日から施行するものとし、ただし書きとして改正条例第2条の規定は平成30年4月1日施行とするものでございます。附則第2項でございますが、本年12月期末手当を引き上げるために第1条の改正規定を本年12月1日に遡及して適用いたしまして、附則第3項では引き上げた期末手当の額と本年12月8日に支給しました期末手当との差額を支給する規定を設けるものでございます。

最後、議第84号、葛城市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正することについて、改正理由及び主な改正内容について説明申し上げます。まず、改正理由でございますが、本年の人事院勧告におきまして、国家公務員と民間給与との比較において月例給は民間給与が0.15%上回りまして、特別給につきましても民間が公務を上回ったことから、月例給につきましては約0.2%の増額改定、特別給につきましては0.1月分の引き上げが勧告されました。それを受けまして先ほども申し上げておりますとおり、第195回国会に提出され12月5日に衆議院、8日に参議院にて可決、成立いたしました一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律に準じた本条例の改正を行うものでございます。

主な改正内容でございます。新旧対照表に沿って説明申し上げます。左が旧、右が改正分でございます。まず、改正条例第1条におきまして、まず本則第16条第2項の改正でござい

ます。本年12月に支給いたしました勤勉手当の支給率を再任用職員以外の職員は0.1月分引き上げ0.95月分とし、再任用職員は0.05月分引き上げ0.45月分とするものでございます。

次に、別表第1の改正でございます。官民較差を埋めるために給与表を平均0.2%の増額改定を行うものでございます。

続きまして、新旧対照表7ページをごらんください。こちら本則第16条第2項の改正でございます。平成30年度以降に支給する勤勉手当につきまして第1条で引き上げた0.1月分を6月と12月期それぞれ0.05月分に分けまして、6月期及び12月期の支給割合をそれぞれ0.9月分とするものでございます。再任用職員につきましては第1条で引き上げた0.05月分を6月と12月期、それぞれ0.025月分に分けまして6月期及び12月期の支給割合をそれぞれ0.425月分とするものでございます。

次に、改正条例附則でございます。まず、附則第1項といたしまして、この改正条例は公布の日から施行するものとし、ただし書きとして改正条例第2条及び附則第4項の規定は平成30年4月1日施行とするものでございます。

続いて附則第2項におきまして、改正条例第1条の改正規定のうち、給与表の改正規定につきましては本年4月1日から、勤勉手当の改正規定は本年12月1日から適用するものでございます。附則第3項でございますが、さかのぼって引き上げます給与と既に支給しておりますそれらの差額を支給する規定を設けるものでございます。

以上でございます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

**下村委員長** ただいま説明願いました本3議案に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

**下村委員長** 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議員間討議を希望される方はおられませんか。

(「なし」の声あり)

**下村委員長** ないようであれば、これより討論、採決に入りますが、討論、採決は1議案ごとに行います。

まず、議第82号議案について討論に入ります。

討論はありますか。

(「なし」の声あり)

**下村委員長** 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第82号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**下村委員長** ご異議なしと認めます。よって、議第82号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議第83号議案について、討論に入ります。

討論はありますか。

(「なし」の声あり)

**下村委員長** 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第83号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**下村委員長** ご異議なしと認めます。よって、議第83号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議第84号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**下村委員長** 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第84号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**下村委員長** ご異議なしと認めます。よって、議第84号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

ここで、お諮りいたします。

この後、議第74号、平成29年度葛城市一般会計補正予算(第6号)、そして、追加提出された議案であります議第85号、同じく一般会計補正予算(第7号)の議案審査をしていただきますが、本2議案につきましては、一括議題、一括質疑とし、討論、採決は1議案ごとに行いたいと思っております。このことについてご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

**下村委員長** ちょっと暫時休憩します。

休 憩 午前10時17分

再 開 午前10時21分

**下村委員長** 休憩前に引き続き会議を開きます。

異議なしということでしたから、それでは、議第74号及び議第85号の2議案を一括議題といたします。

本2議案につき、提案者の内容説明を求めたいと思いますが、議第74号の一般会計補正予算(第6号)につきましては分割付託をされておりますので、本委員会の関係部分のみ説明を願います。

それでは、本2議案について説明を求めます。

安川総務部長。

**安川総務部長** 総務部安川でございます。よろしくお申し上げます。

それでは、まず議第74号、平成29年度葛城市一般会計補正予算(第6号)の方よりご説明をさせていただきたいと思っております。

まず初めに、1枚めくっていただきまして1ページの方をごらんいただきたいと思っております。今回の補正では、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億305万2,000円を追加いたしま



して、補正後の総額を歳入歳出それぞれ153億6,891万9,000円といたすものでございます。続く2条におきましては、地方債の補正をお願いいたすものでございます。なお、これより当委員会に付託されております部分と各費目の人件費も含めてご説明を申し上げたいと思います。

それでは6ページの方をお開き願いたいと思います。6ページにおきましては、第2表の地方債補正についての内容でございます。上段の追加の部分につきましては、合併特例事業で1億3,140万円、また治山施設災害復旧事業費では2,250万円の合計1億5,390万円を今回追加いたすものでございます。なお、償還方法、利率、償還の方法につきましては記載のとおりでございます。2の変更の内容でございますが、起債の目的といたしまして、臨時財政対策債、こちらが補正前の5億4,200万円から補正後、5億2,230万円と1,970万円の減額という内容でございます。

続きまして、9ページの方をごらんいただきたいと思います。9ページの事項別明細書の部分でございますが、まず歳出予算の方からご説明申し上げます。まず、1款議会費、1項1目議会費におきましては226万9,000円の減額でございます。人件費の補正でございます。なお、人事異動等に伴います人件費の補正につきましては一般会計全体といたしまして、3,353万2,000円の減額となるものでございます。

同じページの下段の方でございます。2款の総務費、1項1目一般管理費におきましては、補正額が3,234万3,000円の増額でございます。人件費では3,184万3,000円の増額でございます。次の10ページの方をごらんいただきたいと思いますが、12節役務費におきましては50万円の追加、また、次の左側の3目会計管理費では14万9,000円の増額。これは臨時雇用賃金の補正でございます。次の左側、4目財産管理費におきましては129万6,000円の増額、修繕に係る補正でございます。次に、2項1目税務総務費におきましては61万1,000円の減額で人件費の補正でございます。続く11ページの3項1目戸籍住民基本台帳費では496万5,000円の増額で、23節償還金利子及び割引料を除く人件費が492万8,000円の増額となっております。次の4項1目人権啓発費では235万4,000円の減額、全て人件費の補正でございます。

次の12ページをお開き願いたいと思います。3款民生費、1項1目の社会福祉総務費におきましては1,827万4,000円の増額のうち、23節償還金利子及び割引料と28節繰出金を除く人件費が556万8,000円の増額となっております。続く13ページの7目いきいきセンター管理運営費におきましては24万1,000円の減額で、そのうち11節需用費を除く人件費が69万6,000円の減額となっております。次に、2項1目児童福祉総務費におきましては375万1,000円の減額で23節償還金利子及び割引料を除く人件費は654万6,000円の減額となっております。次の14ページをごらんいただきたいと思います。3目保育所費では72万7,000円の減額、次の4目児童館費では60万円の減額、いずれも人件費の補正でございます。続く15ページに移りまして、6目地域子育て支援センター事業費では128万2,000円の減額で、7節賃金を除く人件費は288万8,000円の減額でございます。次の7目こども・若者サポートセンター事業費におきましては683万4,000円の増額で人件費の補正でございます。16ページに移りまして、3項1目国民年金事務取扱費では55万7,000円の減額、人件費の補正でございます。次の4項1

目生活保護総務費では856万2,000円の増額、23節の償還金利子及び割引料を除く人件費は844万5,000円の増額でございます。

続く17ページの4款衛生費、1項6目保健施設費では989万2,000円の減額、続く7目環境衛生費では20万3,000円の減額、いずれも人件費の補正でございます。18ページに移りまして、2項1目清掃総務費では2,116万8,000円の減額、次の2目塵芥処理費では123万3,000円の増額、いずれも人件費の補正でございます。

続く19ページでございます。5款農林商工費、1項2目農業総務費におきましては20万7,000円の増額、人件費の補正でございます。3目農業振興費では110万1,000円の増額、19節負担金補助及び交付金で80万円。23節償還金利子及び割引料で30万1,000円のそれぞれ増額補正となっておりますのでございます。次の6目農地費では1,171万9,000円の減額で、15節の瓦堂池護岸工事に係る工事請負費300万円の増額で、残り1,471万9,000円の減額が人件費の補正でございます。次の7目休養センター管理費では10万3,000円の増額、施設の修繕費でございます。また、10目団体営土地改良事業費におきましては54万7,000円の減額で、人件費の補正でございます。続く21ページでは3項1目商工振興費では478万8,000円の減額、2目の観光費では80万6,000円の減額、いずれも人件費の補正でございます。

続く6款土木費、1項1目土木総務費におきましては1,909万3,000円の減額で人件費の補正でございます。22ページに移りまして、2項3目尺土駅前周辺整備事業では414万3,000円の減額、次の4目国鉄・坊城線整備事業費では666万5,000円の減額、いずれも人件費の補正でございます。続く23ページの4項1目都市計画総務費では391万8,000円の増額、4目の吸収源対策公園緑地事業費では24万6,000円の増額、いずれも人件費の補正でございます。

24ページに移っていただきまして、7款消防費、1項2目の非常備消防費では8万4,000円の増額、消防活動車に係る経費として12節役務費では7万7,000円、27節公課費におきましては7,000円、それぞれ追加の補正でございます。

次の8款教育費、1項2目事務局費では1,565万1,000円の増額で、28節繰出金を除く人件費は1,398万4,000円の増額補正でございます。続く25ページの2項1目小学校費の管理運営費では143万2,000円の減額、次の3項1目中学校費の学校管理費では119万3,000円の減額、いずれも人件費の補正でございます。次の4項1目幼稚園管理費におきましては2,535万1,000円の増額で、そのうち13節委託料及び23節償還金利子及び割引料を除く200万1,000円の減額が人件費の補正でございます。26ページに移っていただきまして、5項1目社会教育総務費では53万4,000円の減額、4目公民館費では26万8,000円の増額、次の27ページ、6目文化会館費では548万7,000円の減額、いずれも人件費の補正でございます。続く7目図書館費では600万6,000円の減額で14節の使用料及び賃借料を除く408万8,000円の減額が人件費の補正でございます。8目歴史博物館費では71万5,000円の減額、人件費の補正でございます。28ページに移っていただきまして、6項2目体育施設費では226万2,000円の増額、人件費の補正でございます。

続く29ページの9款災害復旧費の1項1目治山施設災害復旧費におきましては5,300万円の増額で13節測量設計委託料300万円と工事請負費5,000万円のいずれも増額補正でございます。

す。また2目の農業災害復旧費では9,000万円の増額、15節の工事請負費に係る増額補正でございます。

次の30ページをごらんいただきたいと思います。補正予算に係ります給与費明細書でございます。1の特別職についてでございます。最下段の比較の合計欄をごらんいただきたいと思います。今回、職員数では1名の減、それと給与費欄の報酬、それと年間支給に当たります期末手当、それと共済費、その合計といたしまして808万6,000円の減額となっております。下のページ、一般職でございます。一番最下段、比較欄を見ていただきまして、職員数が2名の減、それと給料、職員手当、それと共済費を含めた比較で申し上げますと2,058万6,000円の減となったものでございます。

続きまして7ページの方に戻っていただきたいと思います。こちら歳入の方でございます。まず、11款分担金及び負担金、1項1目農林商工費分担金におきましては、土地改良事業分担金として30万円の増額、2目の災害復旧分担金におきましては、農業施設災害復旧に係る分担金として4,500万円の追加補正でございます。

次に、14款県支出金、2項4目農林商工県補助金におきましては、農業経営法人化等支給事業補助金といたしまして80万円の増額、続く8目災害復旧費県補助金では、農地及び農業用施設災害復旧費補助金と治山施設災害復旧費補助金の合計といたしまして6,750万円の増額補正でございます。

次の17款繰入金におきましては、1項1目財政調整基金繰入金としまして8,073万2,000円の減額でございます。

次に、8ページをごらんいただきたいと思います。19款諸収入、3項4目雑入におきましては919万1,000円の増額補正のうち、最下段の多目的機能支払交付金返還金が40万円の増額、これが総務建設に付託された分でございます。

最後に、20款市債でございます。1項1目総務費におきましては、合併特例債で1億3,140万円の増額、次の5目臨時財政対策債では1,970万円の減額、7目災害対策復旧債では2,250万円の増額でございます。

以上が本補正にかかわる説明でございます。

続きまして、議第85号の方に移りたいと思います。議第85号、平成29年度葛城市一般会計補正予算（第7号）につきまして、ご説明を申し上げます。まず、1ページの方をごらんいただきたいと思います。全体といたしまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,604万円を追加いたしまして、補正後の総額を歳入歳出それぞれ153億8,495万9,000円といたすものでございます。

次に、事項別明細書6ページの方をお開きいただきたいと思います。これから申し上げます補正内容につきましては、全て人事院勧告に伴います増額補正でございまして、一部特別会計の人件費補正に伴います繰出金が含まれておるものでございます。

まず初めに、1款議会費の1項1目議会費におきましては58万5,000円の増額補正でございます。

次の2款総務費、1項1目一般管理費では251万円の増額、2項1目税務総務費では85万

1,000円の増額、続く3項1目戸籍住民基本台帳費では38万9,000円の増額、次の4項1目人権啓発費では11万1,000円の増額、いずれも人件費の増額です。

8ページをごらんいただきたいと思います。3款民生費、1項1目社会福祉総務費では132万8,000円の増額、5目老人福祉費では介護保険特別会計への繰出金となっております。続く7目のいきいきセンター管理運営費では5万7,000円の増額、2項1目の児童福祉総務費では29万5,000円の増額、3目保育所費では145万4,000円の増額、4目児童館費では5万4,000円の増額となっております。10ページの方をお開きいただきたいと思います。6目の地域子育て支援センター事業費では5万7,000円の増額、7目のこども・若者サポートセンター事業費では24万3,000円の増額となっております。3項1目の国民年金事務取扱い費では10万2,000円の増額、4項1目の生活保護総務費では20万9,000円の増額となっております。

4款に移りまして、4款衛生費、1項6目保健施設費では59万3,000円の増額、次の12ページでございますが、7目の環境衛生費では21万5,000円の増額、2項1目清掃総務費では19万9,000円の増額、2目の塵芥処理費では92万4,000円のいずれも増額でございます。

5款に移りまして農林商工費、1項2目の農業総務費では40万円の増額、続く6目の農地費では5万8,000円の増額、19目の団体営土地改良事業費では5万6,000円の増額となっております。14ページの方をお開きいただきたいと思います。3項1目の商工振興費では16万5,000円の増額、2目の観光費では10万9,000円の増額、3目相撲館費では5万3,000円のいずれも増額となっております。

6款に移りまして、6款土木費、1項1目土木総務費では29万3,000円の増額、続く2項3目の尺土駅前周辺整備事業では19万3,000円の増額となっております。次の16ページをお願いいたします。4目の国鉄・坊城線整備事業では16万円の増額、4項1目の都市計画総務費では34万3,000円の増額となっております。2目の方でございますが、公共下水道費では下水道事業特別会計の繰出金となっております。続く4目の吸収源対策公園緑地事業費では9万5,000円の増額でございます。

8款でございます。教育費に移りまして、1項2目の事務局費では81万2,000円の増額のうち、人件費補正は70万4,000円でございます。残り10万8,000円が学校給食特別会計の繰出金となっております。18ページの方をお願いいたします。2項1目小学校費の学校管理費では13万3,000円の増額、3項1目中学校費の学校管理費では11万5,000円の増額、4項1目の幼稚園の幼稚園管理費では142万1,000円の増額となっております。5項1目の社会教育総務費では17万7,000円の増額、4目の公民館費では14万2,000円の増額、6目文化会館費では21万4,000円の増額、7目図書館費では22万7,000円の増額となっております。20ページをお願いいたします。8目歴史博物館費では13万円の増額でございます。6項2目の体育施設費におきましては18万6,000円の増額となっております。

次に、21ページでございますが、本予算に係ります給与費明細でございます。1の特別職におきましては、比較欄をごらんいただきたいと思います。今回、期末手当としまして41万6,000円、それと共済費が11万円の合計42万7,000円の増額となっております。22ページの方では一般職についてでございます。こちら一番下の比較欄を見ていただきましたら、給

料、職員手当、共済費を合わせた額といたしまして合計欄1,467万9,000円の増額となったものでございます。

最後に、歳入の方でございまして、5ページの方をごらんいただきたいと思います。17款繰入金、1項1目の財政調整基金繰入金でございまして、1,604万円の増額補正となっております。

以上で本予算についての説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

**下村委員長** 質疑に入ってください前に、ただいま説明がございましたように一般会計補正予算（第6号）に計上されています人件費の補正につきましては、厚生文教常任委員会の所管となる款についても、人件費ということで本委員会に一括して付託されております。委員各位におかれましては、人件費に関する質疑について厚生文教常任委員会の所管事業に関する部分にまで踏み込んだ質疑とならないよう、ご注意くださいよろしくようお願い申し上げます。

それでは、本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

岡本副委員長。

**岡本副委員長** それで、19ページ、3目の農業振興費の償還金利子及び割引料30万1,000円、この備考に書いている補助事業の関係で、何で今ごろ、償還になるんかの説明をお願いいたしたいと思います。

それから20ページ、農地費の中の15節工事請負費300万円、今、現予算3,180万円あると思うんですけども、どの場所になるのか。

それと24ページ、非常備消防費の役務費の関係ですけども、この中で自賠責、あるいは登録手数料、リサイクル手数料が計上されているが、備品購入費がないのに、なぜこういった費目が今、出てくるのか。内容についてお尋ねいたします。

**下村委員長** 芝課長。

**芝 農林課長** 農林課の芝でございます。よろしくお願いいたします。

日本型直接支払制度資源活動等補助金30万円ですけども、今回、加守地区が平成28年度におきまして、事業を完了されました。その精算金ですけども精算までに多少時間かかりまして、今の報告となったわけでございます。

それと農地費、工事請負費の300万円でございますが、これは前年度に瓦堂池改修工事をさせていただきましたけども、一部未完了の部分がございまして、今回、300万円の工事請負を計上させていただいております。

以上でございます。

**下村委員長** 門口課長。

**門口生活安全課長** 生活安全課の門口でございます。よろしくお願いいたします。

今、質問いただきましたリサイクル等役務関係しかという話でございます。この方につきましては、日本消防協会消防団員等の福祉共済の福祉増進事業としまして、消防職の団員が加入する共済事業等の還元事業の一環としまして、車両の交付事業の申請依頼、それが県の

消防協会から来ておりました。葛城市の女性消防団員の活動に使用する旨の要望書、それを提出した結果、車両の交付決定をいただきましたので、本議会の方に、それにかかわる必要経費分、計上させていただいたわけでございます。備品購入等につきましては、一応いただくということで、なしということでご理解いただくように、よろしくお願ひしたいと思ひます。

**下村委員長** 岡本副委員長。

**岡本副委員長** 今、答弁いただきました。償還金利子及び割引料、平成28年度加守地区で事業を完了したということですね。本来でしたら、完了した段階で精算するわけやから、普通はこういうようなことあり得ないと思ひますが、精算おくれたということをおっしゃってましたんで、そうなったんかと思ひけども、平成29年度、その事業、継続されているのかどうか。

それから農地費の瓦堂池の工事は、クリーンセンターの予算で繰越しの方で組んであった思ひけども、それとは別の工事という解釈でいいわけですね。それから消防の関係、いわゆる日本消防協会から寄贈を受けたと。それで今、登録の分だけが今回してあると、こういう理解でええわけですね。

**下村委員長** 芝課長。

**芝 農林課長** 農林課の芝でございます。

加守地区の日本型直接支払制度の活動でございますが、平成29年度からは活動をされておられません。それと農地費の瓦堂池改修工事でございますけれども、この工事は、あくまでも護岸工事で山林部とのすりつけの工事を今回、行いたいと考えております。

以上でございます。

**下村委員長** 岡本副委員長。

**岡本副委員長** それでは、もう瓦堂池の工事は、これで終了ということになるのか、それともまだ残っているのか。

**下村委員長** 残っていないということで、もうそれでよろしいんですか。

ほかに質疑は。

西川委員。

**西川委員** ちょっとお尋ねしたいんですが、9款の災害復旧でこのお金を積み上げられたと思ひますが、この前の本会議でも市長がおっしゃったように、来年度予算でもこういう災害復旧費を予算計上するというふうにおっしゃったように思ひますがけれども、今現在、これ補正で組まれてる金額、どこまで想定されているのか、どこの箇所をどういうふうにとということで、この金額を積み上げられているのか、被災箇所の数が多いから、その全部一遍にというわけにはいかへんやろうけれども、まず、そのわかる範囲で結構でございますけれども、この金額を積み上げられた根拠のようなもの、それと今、補正予算でこれだけ組まれてて、今、工事にかかれてこの金額でいけるんかわかりませんが、今からもう専決するなんて言えませんが、来年度予算で国とのかかわりもあって、いろいろな事業をやっているとと思ひますがけれども、その間、その復旧工事でこの金額で、今のところ、対応できるんかどうか。平成30年度の予算が執行できる期間までは、これでいかれるということで、補正

予算組まれてると思いますけれども、その間、この金額で今の災害復旧工事ができるのかどうか。ちょっとそこんところの説明をお願いします。

**下村委員長** 副市長。

**松山副市長** 副市長の松山でございます。

まず、総論的な部分について、私の方からお答えを申し上げた上で、実際の今回の補正で計上いたしております内容につきましては、担当部の方からお答えをさせていただきたいと思っております。

まず、全体につきましては、もともと危険の排除も含めた必要な経費については専決処分をした上で、それについてご説明をさせていただいたところでございますが、それに引き続きまして今回の補正の計上となっております。この2つのもので総額約2億4,000万円ぐらいになりますが、おおむね、これで緊急対応が必要な分については予算の計上ができておるかと思っております。

なお、これらのものについては当然本年度予算でございますので、3月末の完了を目指してやっていきたいと思っておりますが、何せ土木工事といいますか、掘ってみると地中から予期せぬものが出てきたとかというようなものもございますので、あくまで行政側の対応としては単年度予算で計上をお願いしているものにつきましては、年度末の完了を目指して、まずは進捗を図ってまいりたいと思っております。

なお、例えば屋敷山公園の中の古墳の一部が崩れておまして、これ災害復旧と一口で申しましても、いわゆる負担金として義務的に国の方で補正をしてでも予算をご用意いただけるものと、それから災害復旧の補助金ということで、予算の範囲内で補助対象にいただけるいろんな種類がございます。例えば、屋敷山公園の古墳の部分の復旧工事につきましては、今回、全国的にいろいろと多数の箇所が起きております中で、文化庁の方でお持ちの予算が十分、それでは全体の事業費を賄うだけの配分がいただけないという国の方の予算のご事情もございまして、応急に対応が必要な部分と、それから来年度以降、順次、国の予算の獲得も図りながら整備する分の2つに分けて進捗を図るなど、あるいは、もう少しその事業費に精査が必要なもの等につきまして今後、必要があれば、それは引き続き3月の議会の補正、あるいは来年度の当初予算に計上をお願いするものも。これある意味、その積算なり、その金額精査は現在進行形の部分もございまして、出てまいるかもしれないと思っております。その分については、またそのときにご説明を申し上げたいと思っておりますが、基本的には緊急に対応が必要なものにつきましては専決をお願いをした分、並びに今回の補正予算としてお願いをしている分、おおむね計上できているのではなかろうかと、現時点では考えております。

なお、お尋ねのありました今回のその9款の災害復旧費、これいずれも農林の関係でございますが、その内容につきましては、担当部の方より説明をさせていただきます。

**下村委員長** 芝課長。

**芝 農林課長** 農林課の芝でございます。よろしくお願いたします。

今回の台風21号の災害におけます被害でございますが、農業施設関係におきましては47カ

所ございました。そのうち、災害査定に計上します箇所が15カ所、市単独で対応していく箇所が21カ所、あと個人で対応していただく箇所が11カ所でございます。治山事業でございますが、これは山口の堰堤の付近の林道及び山林の処理の費用に充てる予定でございます。

以上でございます。

**下村委員長** 西川委員。

**西川委員** おおむねこの災害復旧で上げられてるこの金額で、今、副市長はおおむね対応できるやろうと、前の専決ともでできるやろうということです。それは、そういうふうには積算されたから、これでできるというふうにおっしゃってるんですからそうやろうと思います。ただ、今、芝課長がおっしゃったこの47カ所のうち、そういう激甚対応できる部分と、それと市単でやらないかん部分と、個人で対応してもらおう箇所がある。

その中で、それでもまだ漏れ落ちしているややこしいところがある。というのは、山にしても個人財産の部分があるので、それは個人で対応してくれと、こういうふうなことに多分なるでしょう。ただ、山手の方は小さな池をいろいろお持ちなんです。それは農業に関する池に山の土砂が崩れてきて、池を埋めてるわけです。そういうふうなところも今後、国の補助金はつかないにしても、そこら辺は柔軟に対応していただけるようなことになるのか。

というのは、その崩れた個人の山を、正常にして植林してちゃんと復旧してやってくださいとは、それはそこまでは僕は言いませんけれども、それが今、災害で崩れてきて、その農業用水として利用しないと田植ができないような池まで、個人のその持っておられる山の人に対応してもらってくださいやというふうに言われると、もう田植えもできなくなり、耕作放棄地というふうな状況になりますんで、そこらはもうちょっと柔軟な対応をしていただけないのかどうか。この答弁は、担当者では無理やと思いますんで、そこら辺は副市長なり市長なり、どうお考えなのか。個人財産やから個人でやりなさいと言われるのか、臨機応変に対応ということになるのか、ちょっとお答えをいただきたい。

**下村委員長** 副市長。

**松山副市長** 副市長の松山でございます。

まずは、現場の状況をしっかり把握した上で検討していきたいと存じます。実際、今回、最新では合計が現在、85カ所として被害の箇所をつかんでございますが、これらの中には制度的にはその民間の資金でご対応いただくべきものも整理としてはございますが、まずは災害の箇所をきちっと確認をした上で、制度的な整理もして、その上で関係者の方とお話し合いをして、それで、それぞれ個別にそれぞれの対応などを決めてまいりたいと存じます。最終的に民間ベースの整備になるからといって、全く市が関与しないということでは、今回それぞれの今申し上げた85カ所についても、そういったことではなくて、それぞれお話し合いしながら、現地も確認しながらまいっておりますので。現時点で委員の方から言っておりますこの費用負担について、全て市の方で見るということをお約束できるものではございませんが、しっかりとその現場の状況を確認した上で、個別に適切な対応ができるように対応してまいりたいと存じております。

以上でございます。



**下村委員長** 西川委員。

**西川委員** 今、副市長から、いろいろと精査をしながら、ただ単に個人で対応しなさいということだけではないと理解しました。幾ら個人財産であろうとも2次災害の危険ある場合など、また、公的に利用されているようなものについては、市の方の対応も考えていただけるというふうに理解をさせていただきたいと思います。私が先ほど言いましたように、山手には小さな池がたくさんあるわけで、そこに山の土砂が流れ込んできておまして、放置しておくと、次の二次災害みたいなこともありますし、そして、これからいろいろと先ほど申し上げましたように農業をやっていく上においても、まだ山麓の方はため池、池を利用しながらの作業になりますんで、そこら辺はちょっとよく精査していただいて、これはちょっと皆さんが使う公性があるとか、二次災害につながるなというふうなものがあれば、市の費用を投下してでも復旧をしていただくように、きっちりとその災害箇所、また、それぞれの大字の聴取をしっかりとさせていただいて、対応していただきたい、こういうふうに思いますので、どうぞよろしく。

**下村委員長** 松山副市長。

**松山副市長** 副市長の松山でございます。

西川委員のお申し出といいますか、ご趣旨は十分に受けとめた上で、ケース・バイ・ケースで適切な判断をしていきたいと存じます。

以上でございます。

**下村委員長** よろしいでしょうか。

ほかに質疑はございませんか。

岡本副委員長。

**岡本副委員長** 災害関連ですけども、今、西川委員、公というようなことでおっしゃってます。今、個人の農地の法面崩壊、かなりあると思います。今、聞かせてもらったら個人12カ所、これ施設ということやけども法面崩壊とかあるんで、予算も見てみますと負担金も組んでおられるようにもないし、例えば個人の事業の費用に対して助成金、これも組んでない。ですから、ただ個人の法面についても災害はあると思うんですが、例えば、これは個人でやりなさいよということになれば、例えば国から補助がおりるとしたときに、個人の負担金はどのぐらいになるのか。ということは、今、激甚やから、ほぼ90%ないし95%、が補助対象になってくると思います。それで、その一般の人にもそれに該当するのかどうかということ、その辺をちょっと聞かせてもらいたいというのが1点目です。

それから歳入の関係ですけども、予算書の8ページ、いわゆる市債の関係ですけども、今、新たに合併特例債1億3,140万円、これ出てきてるわけやけども、私は単純に尺土駅前、国鉄・坊城かなというふうに思ってたけども、当初の予算は、尺土にしても国鉄にしても社会資本で通常の起債ということになってるわけやけども、これなぜ今の時期に、この合併特例債が新たに出てきたのか。

それと、今、合併特例債の全体枠は幾らというふうなことは決まっています。それに対して執行済み、あるいは執行予定済みが幾ら、トータルで実際、使える金、使える金という表現

はおかしいかわかれへんけども、起債枠の総トータルから実際の執行済みの額、予定されてる額、例えば平成30年度、新年度予算で特例債を組むときに、どのくらいの金額が組めるんかいうとこまで教えていただきたいというように思います。

**下村委員長** 芝課長。

**芝 農林課長** 農林課の芝でございます。よろしくお願ひいたします。

今回の災害査定に乘る分に関しましては、国庫補助が激甚指定されたということもありまして、90%から95%、まだ率は決まってないですけども、それだけの国庫補助がございます。ただ、残りの負担金といいますか、これは個人の負担になります。

以上でございます。

**下村委員長** 池原部長。

**池原産業観光部長** 産業観光部、池原でございます。

ただいま岡本委員ご質問の災害の対象とならない部分、これにつきましては、通常は暫定法に基づいた中で災害という形はなってるんですけども、これにつきましては、農地につきましては、水張部分が残ってるか、残ってないかによりまして、補助に乘るか乗らないか決まってきます。ですから、法面だけが滑ってる場合については、補助には乗らないという形になります。

ただし、そういった方々につきましては、農林課で持っている原材料の中の支給をさせていただきまして、区長さんを通した中で申請をいただければ、横くい、土のう等を支給させていただいて、その所有者の直営施工という捉え方の中でしていただいているというのが、今までの災害もそうなんですけれども、今回につきましても、そういった形の中で対応させていただいています。

以上でございます。

**下村委員長** 米田課長。

**米田総務財政課長** 総務財政課の米田と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

岡本委員のご質問にお答えいたしたいと思います。まず、1点目のなぜ今、合併特例債なのかということからお答えをさせていただきたいと思います。まず、平成29年度の当初予算を編成しておりますときは、平成28年度の決算額がまだ確定していなかったという状況の中で、合併特例債の充当可能な対象事業につきましては、事業の進捗状況等も勘案させていただきました中で、合併特例債を充当せずに、あえて通常債の方で予算計上の方を行わせていただいたところでございます。合併特例債の発行期限につきましては平成31年度まででございます。まだ幾年かの猶予はございますが、発行実績等を鑑みれば、ほぼ満額に到達しているというような状況でございます。残りわずかな金額をどの事業に充当すれば葛城市にとって、より有利なのかということら辺を考慮した中で、国庫補助金や起債においても交付税算入のない事業費のほぼ全額を一般財源で執行している道路新設改良事業費に充当することが望ましいという考え方のもとに、このたびの補正予算で財源の振りかえをさせていただいたところでございます。

続きまして、合併特例債の全体枠ということら辺からご説明させていただきたいと思いま

す。まず、合併特例債とは、新市の市町村合併に伴いまして、策定されました新市建設計画に基づく新市の一体性の速やかな確立を図るべく、事業について充当することができるものでございまして、市単独事業のみならず国庫補助事業に係る地方負担額にも充当できるものでございます。充当率につきましては95%で、その元利償還金の70%について後年度に普通交付税の基準財政需要額に算入されるという有利な地方債でございます。

葛城市におきましては、新市建設計画における主要事業等に充当しております合併特例債の上限額を99億9,000万円と設定しているところでございまして、平成28年度末の実績額、また平成28年度から平成29年度への繰越事業分を含めまして、現在、98億1,020万円の執行額を見込んでいるところでございまして、現時点におきましては上限額との差額が1億7,980万円となっているところでございます。

このたびの補正でお願いさせていただきますのは道路新設改良事業に、新たに1億3,140万円をお願いをさせていただくものでございますので、平成30年度の枠といたしましては、現時点におきましては予算ベースではございますが、4,840万円の枠が残っているという状況でございます。

以上でございます。

**下村委員長** 岡本副委員長。

**岡本副委員長** まず、災害関連ですけれども、一応充当率それでいいわけやけど、今、部長の方から話ありましたように、内畦畔が陥没していたら補助対象になるが、外畦畔だけでは補助に乗らないということになってるわけやけど、今、山間地域の法面が大きいので災害を受けている中で、例えば、しがらでいけるとこは材料支給でいいわけやけども、法面が非常に高く、例えば積みブロックをしなければならない、そういうところは、その災害査定に乗っていくと、こういう前提やねんな。大きな外畦畔の法面で、例えば20メートル、30メートル法面滑っているような場合については災害で拾っていただけると、こういう解釈をしたらいいわけですか。ということは、今、かなり新庄地区も忍海地区も一緒やけど、法面がほとんど滑ってるわけやな。今、部長がおっしゃる内畦畔が滑るのはごく一部、ほとんど外畦畔が滑ってるという実態やから、その辺を所有者から聞かれたときに、いやいや、例えば2分の1助成ありますとか、いやいや、もうそら全然ありませんとか、あるいは国の事業に乗ったら何%負担しなければならないのか聞かれたときに、ちょっと返答ができないので、その辺をちょっともう少し教えていただきたいというふうに思います。

それから合併特例債、今、課長の方から話ありました。確かに、平成29年度予算編成するときには平成28年決算終わってないので、これは見通しはできにくい。これは、よくわかります。しかし、今、聞かせてもらっていたら、ほとんど合併特例債の枠というか、その金額がないと。今、新たに1億3,140万円を補正予算として使ったとしたら、あと4,800万円余りしかないということですね。だから、尺土駅前、国鉄・坊城線、まだ完成にほど遠い。そういうふうな状況に今、なあって、新市の建設計画に乗ってる事業、これを一般債で今でも補っていく。

道路新設改良、私は記憶違いかしれませんが、合併特例債については、合併のときに

いろんな議論があった。県から来てもらいました。当初は何でも特例債いけますという話がありました。途中で県の人から、いや、あれ間違いですねと。基本は補助事業に対しての補助裏ですよということで、特例債の組みかえをしたというふうに私、記憶してますけど、間違いは間違いでおっしゃって結構やと思います。

今、聞いてたら道路新設改良、これに充当してるということなんですけども、道路新設改良の予算からいきますと、現在補助事業はほとんどされていない。道路新設改良費というのはほとんど単独事業。例えば舗装やりますよ、例えば10メートル、100メートル、道つけますよ。当然補助に乗らない事業が大半。その事業に、本当にこの合併特例債、妥当なんかどうか。私、今、初めて聞きましたけども、偉そうに言うやないけども、本当に道路新設改良でその申請をされて、交付税でついてくるのか、この辺が私はちょっと不勉強でよくわかりません。ただ、解釈としたら、その中に道路等という項目があると思うんです。道路等とは何やというようなこともしないと、どのくらい合併特例債を新設改良に充当されているのか知らんけども、そら申請をして借金ですんで、お金は貸してくれる。しかし、本当に新市の建設計画でいう特例債として70%の交付税措置がされるんかということも、ちょっと私もわかりませんので、その辺をもう少し詳しく聞かせていただきたいというふうに思います。

**下村委員長** 池原部長。

**池原産業観光部長** 産業観光部の池原でございます。

ただいま質問のありました農地の畦畔、外畦畔の捉え方でございます。現在、内畦畔が飛んで農地災害に乗せておりますのは、7筆が災害として計上させていただく予定をしております。外畦畔のみとなりましたら、その大小に関係なしに、先ほど言いました暫定法の中では乗らない。ですから、農地災害として補助に乗る。判断は水が張れるんか、張れないんかという問題と査定額が40万円以上という縛りがあります。基本的に農地として、要は水が張って農地として認められるという形が災害の方ではありますので、外畦畔だけが、法面崩壊という形だけが崩れてきた場合につきましては、その原因もいろいろあるんですけれども、きっちり管理した中でやられてる場合、また管理をされてない中で法だけ滑ってるという状態もある。

ですから、例えば、法面が高い場合につきましては2段、3段のしがらを組んでいただく、また、そういった対応をしていただくという形の中で所有者の方をお願いしておるのが今、現状でございます。

以上です。

**下村委員長** 米田課長。

**米田総務財政課長** 総務財政課の米田と申します。岡本副委員長のご質問にお答えさせていただきたいと思っております。

道路新設改良事業に合併特例債の方が充当できるのかというご質問であったかと思っております。まず、総務省より示されております合併特例債の起債対象事業におきましては、旧町相互間の道路整備等という文言がまず、表記されております。また、新市建設計画におきましても道路網の整備という小見出しにおきましては、新市の経済活性化を推進し、安全で快適な住

民生活を確保するため、新市の内外を結ぶ道路網の整備を進めますという表記をされている文章からも、これらの内容が読み取れるところまでございまして、合併に資する事業として道路新設改良事業を捉え、合併特例債を充当することは適当であると認識しているところまでございます。また、この件に関しましては、県の方にも確認をさせていただいた中で、県と市と共通した意見を持っているところまでございます。

以上です。

**下村委員長** 岡本副委員長。

**岡本副委員長** 災害関連で部長の方から話ありましたけども、あくまでも内畦畔が崩壊せんと補助対象にならない、外畦畔ではだめだと、こういうことです。ですから、結局補助とか、そういうふうなものは一切ないと。ただ、市としてできるのは、材料支給ぐらいしかできませんよと、こういうことですねんね。

それから合併特例債、課長の方から説明あって、何も私が正しいとかそんなこと言っているのと違うわけやけど、本当に充当できるのであれば、そんでええと思います。そやけど今、言われたように、道路網の整備とか内外道路とかというようなことになってきて、合併をしたときに何が一番大事な事業であるのか。旧町をつなぐいわゆる連絡道路というんか幹線道路、こういうものを先、やっていきなさいよというのが新市の建設計画です。

例えば、500メートル、あるいは何キロ、例えばこのような事業については今、おっしゃるところに該当すると思うわけやけど、先ほど言うたように、そんなん100メートル、50メートル、例えば、舗装をやりました。本当にそんな事業が該当になんのかどうかと私は思っています。私がここで議論して、偉そうに能書き言うても仕方がないが、おたくらプロですので、該当すると言われるんなら、それでよいのかもわかりませんが、私は一言言いたいのは、新市の建設計画の事業が残ってある。まだ多くの事業費をかけないかん。それを先食いといったら言葉は悪いですけども、有利な起債やから、先使っていないと損や、こんな表現したら怒られるかわからんけど、そういうふうには今は今、悪くもつたらとってしまう。そうしないと、今言うたように、尺土駅前、国鉄・坊城、一般起債でこれ張りついたら、当初から。それで今、特例債1億4千万円を全て単独事業に張りつけますと、こういう答弁があるわけですので、私は余計疑問に思うわけです。しかもまだ、大きな事業費を残しながら特例債はもうない。本当にこういう行政がええんかどうかということで、ちょっと生意気なことも言いましたけども、答えはもらわれへんと思うけども、一言それだけは言わせてもらいます。もう回答、結構ですんで。

**下村委員長** 答弁というか、回答はもうなしですか。

市長。

**阿古市長** 事務的な、まず手続は合法であると。合併特例債の道路等の理解の中で違法はないという具合に理解しております。当初、新市建設計画をつくりましたときには非常に規制と申しますか、その事業ごとの非常に張りつけ方というのは厳しかったように思いますが、ある一定の時期から文言変更によることによって利用できたりですとか、一事業ごとというのではなくて、その文言が入ることによって使用できるという具合の方に、緩やかな緩和が

行われたものやと思います。

それで、合併特例債につきましては、平成23年から平成25年度までの3年間で、道路新設改良事業費に合併特例債を5億5,000万円充当しております。それは当初、申し上げました等という部分について起債を発行したという事象でございます。ただ、委員がご心配いただいております新市建設計画はまだ残っているやないかということでございます。当然繰越明許等には、それには合併特例債等は充当しておるんですけども、それ以外のこれからやるべき新市建設計画の尺土駅前並びに国鉄・坊城線事業につきましてはの事業手法としては、裏財源として合併特例債を充当できない状況がございます。

以上でございます。

**下村委員長** 吉村委員。

**吉村始委員** 済みません。ちょっとすごい素人くさい質問で恐縮ですけども、合併特例債を本来、尺土駅とか国鉄・坊城線、新市計画のときに一番最初に上がってたわけですね。そのときに、この合併特例債を使いましょうというふうになっていたものを枠がないのでこれを一般財源ですということになると、葛城市としては、すごいお金の無駄遣いというか、本来合併特例債を使っていればよかったものを、事業がおくれることによって相当やっぱり一般財源に負担をかけることになるというか、そういうふう思うんですけど、そんな理解でよろしいんでしょうか。また、そういう具体的な見通しみたいなものはあるもんなんでしょうか。

**下村委員長** 副市長。

**松山副市長** 吉村委員のご質問にお答えをさせていただきます。

まず財源の充当について複数年、中長期のスパンでお考えを、ご理解をいただきたいと思っております。その中で、合併特例債につきましては、もう使用できる期限が迫ってきております。一方では、その起債可能額の上限、これは決まっておりますので、これについては市の財政運営を考えますと、合併特例債が充当できる事業については、まずはきちりと過不足なく充ててしまうということが今後、交付税算入が制度としてある起債でありますので、そういった形で運営をしていきたいと考えてございます。

したがいまして、残念ながら、新市建設計画に計上いたしております事業で、まだ鋭意こう進捗を図っておりますが、できていない部分残っておるわけでございますが、一方では、最終期限が近づいております中で、事業費が確定しておりますものについて順次、合併特例債を充当することにより、逆に言いますと、不要な財政負担、ひいてはその市民の税金を有効に使うという方向で財政運営を図っていきたいという中で、今回も充て方の年度間の順番を変えたと、そういったことをご理解をいただければと思います。

以上でございます。

**下村委員長** 吉村委員。

**吉村始委員** 今、できる範囲内で一生懸命やるということですね。もう過去にさかのぼってできることはないと思いますので、というふうなことで理解させてもらってよろしいんでしょうか。

**下村委員長** 副市長。

**松山副市長** 言葉足らずで申しわけございません。

事業、予算を組んで繰り越しをして事業を執行して額が確定をいたします。確定した金額に対して、最終的に起債額がこう充当していくわけでございますので、最終期限の、例えば最終年度に5,000万円の一部でも残していたとして、それを充てようとしたしまして、その充てた事業を実際、執行する中で、まずは工事の契約をすると競争原理が働いて、例えば安く契約できたとか、いろいろと事業の、いわゆるその執行残といいますか予算と執行の間の差額が出てまいります。そういった一番のもう最終の精算が近づいております中で、できるだけ確実に、合併特例債につきましては充当可能なところにきちっと充当をいたすということが全体の市政運営としては、これ交付税算入になる起債でございますので財政運営にとって有利に働くであろうという判断のもとに、実際には充てるべき事業で未進捗のものがまだ残っていると。それについて、その進捗を図らずに合併特例債を先に充てていいのかといった、多分そういった観点から、委員長並びに副委員長の方からもご発言、ご質問あったと思いますけども、それに対して財政運営の観点から有利な起債をできるだけ先に充当して使いきるといったことを、ある意味財政運営の事務処理として、そこも検討していくべき時期に来ているのではないだろうかということで今回の充当をさせていただいたと、そういったところでございます。

以上でございます。

**下村委員長** 阿古市長。

**阿古市長** 事務手続としては、副市長の言うとおりになんですよ。充当できる事業について、先、使う方がほかの一般財源でやる部分に比べては有利やという形で進めてきてるんです。それで、委員がご心配になってる、要は合併特例債事業は残ってるやないかと、残ってるものについて、本来充当すべきものを先にもう使ってるやないかとおっしゃられたら、もうそのとおりになんですよ。もうそれは現実ですので受けとめないといけないと思います。新市建設事業、計画された事業について完結を目指しますので、その事業完結においては、おっしゃるような通常の事業の考え方で残事業は進めていかないといけないというのが実情でございます。

ただ事務手続として、過去において市の財源として有利になるという使い方としては、確かに合併特例債充てれるのであれば充ててしまう、先に使ってしまう方が交付税算入をされるわけですから有利であるということなんですけど、これからの事業は大変だなという認識は持っております。

以上でございます。

**下村委員長** ほかに質疑はありませんか。

川村委員。

**川村委員** 3款民生費の2項の児童福祉費に係ってくる人件費についてお尋ねをさせていただきます。3目の保育所費、それからちょっと嘱託員報酬と臨時雇用の所管外のことにもちょっと触れるかもしれませんが、人件費全般のことですので6目の地域子育て支援センターの部分にはちょっとその方の関連も含めて聞かせていただきたいんですが。あともう一つ、こども・若者サポートセンター事業、この3つの中の人動きというか、内容を説明していただきたいと思います。

**下村委員長** 前村課長。

**前村人事課長** 人事課長の前村です。よろしくお願ひします。

川村委員のご質問について、1つずつ説明をさせていただきます。

まず、地域子育て支援センターの報酬の減、報酬183万円の減と賃金160万6,000円の関係で説明をさせていただきますと、これにつきましては子育て支援センターにおきまして、平成29年3月末に嘱託職員1名が退職、その間をあげずに対応が必要なことがありまして、一般職非常勤職員を採用いたしております。それでもって、嘱託員報酬183万円を減額し、賃金として160万6,000円をお願いするものでございます。

それから保育所費につきましては、244万円ほど減額となっておりますが、これにつきましては、人数的には異同はございませんが、年齢の高い職員が退職し、若い職員を採用したこと等によります減でございます。

次に子ども・若者サポートセンターにつきましてでございます。こちらにつきましては、当初、人員が4名で執行が5名となっております、1名の増となっております。ですので、給料面等で149万6,000円の増となります。

以上でございます。

**下村委員長** 川村委員。

**川村委員** 子ども・若者サポートセンターで1名増というのは、とても力を入れていただいておりますので、そういった職員の増員による、その事業の強化という考え方のものに、そういった形をとられたのかということと、それから保育所費におきまして、嘱託員職員の金額はちょっと説明よくわからなかったんですけど、この年齢差という部分は、これ嘱託にかわられた、どういうことなんですか。年齢の低い人を採用したというのは、この一般職の部分だと思う。嘱託員報酬のその採用というか人数的なものが触れられなかったんですけども、そのところを教えていただきたいんですけど。

それから、地域子育て支援センターの部分も嘱託員報酬が減って臨時雇用、この部分で1名のそういったスライドなのかというところ辺の説明、ちょっともう少し詳しく教えていただけますか。

**下村委員長** 前村課長。

**前村人事課長** 先ほどの、まず保育所費の方ですが説明が誤っておりまして、嘱託員の採用によります増でございます。失礼いたしました。

それと、地域子育て支援センターの事業費につきまして、平成29年3月末に嘱託職員が1名退職をいたしております。次の嘱託を採用する間もなく4月ですので、すぐに事務を滞りなく行うために一般職非常勤職員を採用いたしましたので、嘱託報酬183万円を減額し、かわって賃金として臨時雇用賃金160万6,000円をお願いしているものでございます。

以上でございます。

**下村委員長** 川村委員。

**川村委員** ちょっと何を言いたいかといいますと、保育所の嘱託員職員をふやす背景にあるものは、アルバイトのその採用期間は、3年すると、半年ぐらい休まないといけないという規定があ



る。それで何年か以上働いた人は嘱託員職員になれるというようなことを、前回は子育て支援の一般質問をさせていただいたときに答弁されていたので、この嘱託員職員さんがアルバイトからの繰り上げというか、増員というような形で反映されてるのかなと思ひまして、今回ちょっとこの内容について触れさせていただいたんですけど。

質問がちょっと手こずってましたんで、この回答については、また済みませんがどういう増減になったのか、要するにアルバイト職員、臨時雇用が嘱託員職員になったという専門職の配置ですよ。そういったものはきっちり保育所の子育ての現場でなされているのかなということを確認したいために質問させていただいたんですけど、また、後ほど教えていただきたいと思ひます。

**下村委員長** ほかに質疑はありませんか。

増田委員。

**増田委員** 先ほどの台風災害、一般質問もさせていただいて、おおむねご理解もさせていただいたつもりでございますけれども、先日、ある市外の方から、たまたまお会いしまして、私の山が崩れているということを、太田の区長さんから連絡いただいた。こういうことでございました。対策につきましても90から95ぐらいの支援をいただける、こういうおいしい話だけ耳もとに入ってるような、そういうふうなその方のお話でございました。

私、お聞きしたいのは、先ほどご説明いただきました災害の発生の手相手方といいますか地権者といいますか、山も含めてでございますけれども、その辺の方々に対するご説明なり条件等々をしていただいてんのかなと。誤った条件といいますのが伝わって、それだけで先ほどの細かい法面の水張部分等々の条件も伝わっていただければ、それでいいんですけども、一人走りするようなことのないように、どのような個々の対応をされておるのか、それをお聞きしたいなど。

それから、2点目につきましては、先ほどの合併特例債、私、もう一度勉強させてもらいたいのは、この場に及んでちょっと申しわけないんですけども、合併特例債とは、どういうところに使う起債なのかという基本的なところだけでも結構ですので、もう一度お聞きしたいなど。

それから、3つ目でございます。この補正予算の31ページの一般職員の職員数の増減の比較で、2名減って2,000万円やと。私、4年間も議員させていただいて、今ごろ、こんなこと言うで大変勉強不足で叱られるかもわかりませんが、今回の補正というのは勉強会でもいろいろとお聞きしまして確認させていただきますと、当初の予算に対して4月の人事異動に伴う給料の異動に伴う差であると、こういうふうなご説明であったし、そういうふうにご理解をしております。先ほどの川村委員のお話にも若干触れるわけでございますけれども、私、これを見て、ああ、なるほどと。いろいろとその人事異動において適正な人事とは何ぞやというふうな議論の中で、この議会費で人件費がマイナス220万円、総務管理費で3,200万円ですか。

こういうふうにご各部署の人件費のプラスマイナスが今回の人事異動の金額ベースで言う人員を補充した、削除した、そういうふうな物差しに使うということは非常に荒っぽい評価か

もわかりませんが、そういうふうには理解させてもらっていいのかな。それだけちょっとお尋ねをさせていただきます。

**下村委員長** 池原部長。

**池原産業観光部長** ただいま増田委員のご質問でございます。

山の災害につきましては、45ヘクタール以上崩壊した場合には山林災害として適用される。ですから、葛城市の山林災害では、なかなかこういったレベルの災害査定に乗るといのはほとんどない中で、今後の対応については、県とも相談して治山事業として乗っていくべきものを今後、これから考えていきたいと思っています。山の災害につきましては、基本的には個人さんの責任において復旧をしていただくという形の中でさせていただいております。今現在、山林の被災状況については、ごく一部しか、まだつかんでいない状態でございます。今後、どれだけの被害が出ているのか今後、調査も行きたいと思っております。先ほど岡本委員から質問があった農地の災害について所有者個人で復旧していただく場合は、個人さんに説明させていただいてる状況でございます。

以上です。

**下村委員長** 部長。

**安川総務部長** 総務部の安川でございます。

ただいまご質問の合併特例債の考え方ということになるかと思えます。先ほど岡本委員からも話ございましたように、旧新庄町、旧當麻町、これが合併するに当たって、両町のハード面、ソフト面も含めてではございますが、特にハード面の整備することによって、よりよい市の葛城市としてのまちづくりに寄与する、こういう基本概念があるのは確かでございます。ただ以前から、先ほど副市長が申し上げましたように、その道路網の整備、生活道路の向上、そういった面もそれにも寄与する部分があるという判断のもと、その際には県ともその辺の確認をとらせていただいた中で、そういうふうには充当させていただいたわけでございます。ただ、財政全般的に考えますと、例えば単独事業であれば起債がつかない。補助裏であれば起債がつくといった面でありましたら、仮にこれから進める合併事業に資する尺土駅前であったり国鉄・坊城線であったり、その部分につきましては通常、一般単独、市のみの事業でいきましたら、起債というのはなかなかつかないところはございますが、公共等事業債という別の起債もありまして、これに関しましては90%充当の交付税措置が20%という、全く交付税措置がつかないより、わずかではあります。そういった起債もございまして、そこら辺を総合的に、財政運用を効率的に図らせていただいている面もございまして、基本的な考え方と別に財政面も並行した考えの中で、この合併特例債を充てさせていただいてるところでございます。

以上でございます。

**下村委員長** 前村課長。

**前村人事課長** 人事課の前村です。

それでは先に、人事の方から説明させていただきます。増田委員の説明、2点だと思います。まず1点目、30ページ、31ページのうちの31ページのマイナス2という職員数につきま

してですが、これは一般会計部門から学校給食特会、あるいは下水道部門への異動によるマイナス2という部門間の異動でございます。

それから、人件費の減の総称についてお尋ねいただきましたが、これも30ページ、31ページを見ていただきますと、一部質問の中でも説明いただいておりますとおり、30ページの方では下の欄だけ説明させていただきますと、マイナス465万1,000円というのがございます。これは嘱託員の退職、そして不採用によるものの減でございました。それから、その1つ飛ばして隣のマイナス337万8,000円というのは教育長、平成28年12月9日の任命でございましたので100分の80という率がかかっているものと、それから議会議員の新任就任による期末手当の減額分合わせましての337万8,000円でございます。それに伴います共済費の率で減となって合計808万6,000円。それから31ページの方に行きまして、マイナス2,294万7,000円につきましての大きな理由は、育児休業による減額のうち4月から10月分まで、もう支払いがなくなったという確定分の7カ月、12人の対象者がおりますが、これにつきましては即採用をしますと将来的に人件費増につながりますので、臨時雇用で対応させていただいております分が主な理由でございます。それに伴う職員手当の減と、それから共済費の774万5,000円の増につきましては率に変更になった分でございます。

以上でございます。

**下村委員長** 増田委員。

**増田委員** 期待外れの回答、ありがとうございました。

治山災害については今後の非常に安全面も含めて治山の復旧というのも個人の責任とはいえ、非常にやっぱり問題大きいと思います。大体45カ所、これから調査というふうなことでございますけれども、持ち主さんがわからないとか、調査しにくいかと思っておりますけれども、今後の安全対策というふうな意味では、この治山の復旧というのも早急に手をつけていただきたいというふうに思います。

先ほど言いましたように、そういうふうに間違っただけで期待もされておられるような誤解も含めて、やっぱり早急な対応をしていただく必要があるのかなというふうに思います。

それから、合併特例債につきましては、先ほどから各委員の皆さん方がおっしゃっておられるのも私も同じ思いでございます。先ほど部長がおっしゃられました合併に伴う両町を1つにする。それに必要な事業に優先的に使うと。それがもうやり切ったということであれば、いいんですけども、まだこの2つをつなぐための事業も残っている中で、ある道路の事業に充てたと。それでもなくなったので、本来使わないとあかん事業が、今度出したときに、いや、そういう合併に伴うやつはそのときにやるときゃよかったのにと、そういうことにならないような有効な使い方、もう残り少ないわけでございますけれども、まだまだ2つを1つにつなぐ事業というのは残されてるというふうに思いますので、ちょっとその辺の精査もお願いしたいなど。

人件費につきましては、私、聞きましたように部署間の非常に、先ほど川村委員もおっしゃられましたように、ここは忙しくて大変残業も多いよと、そういうふうなことを調整をしていただいた結果、各部署間において、各款においてプラスであったり、マイナスであつ

たりというふうな数字になったんですね、そういうふうには理解していいんですねと、こういうふうにお聞きしたんで、その辺のご回答をよろしくお願いします。

**下村委員長** 池原部長。

**池原産業観光部長** 済みません。先ほど増田委員が言っていただきました治山災害についてでございます。おっしゃったとおり、基本的には所有者が直されるという形になるんですけども、これから調査した中におきまして、治山事業として取り組んでいけるものは取り組んでいくという中で考えさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いたしたいと思っております。

**下村委員長** 松山副市長。

**松山副市長** 人件費に対するお問い合わせでございますが、委員お述べのとおりでございます。限られた現員のメンバーの中で、できるだけ業務の負担が公平になるようにということを目指してやりました4月1日の異動の結果の各部署の過不足の調整でございます。

以上でございます。

**下村委員長** 増田委員。

**増田委員** そういうご回答をいただけたら安心をしました。今後とも適正な人員配置といえますか、人が足らんとところは訴えて、もっとふやしてください、議員の方からも、ここしっかりと人員もというふうなことは言うんですけども、余ってるところがどこやという判断はなかなかやっぱり市長も含めて難しいご判断かと思っておりますけれども、その辺のところはシビアな判断で人員削減とは申しませんけれども、適切な人員配置を今後ともよろしくお願い申し上げます。

**下村委員長** ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

**下村委員長** 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議員間討議を希望される方はおられますか。

(「なし」の声あり)

**下村委員長** ないようであれば、これより討論、採決に入りますが、討論、採決は1議案ごとに行います。

まず、議第74号議案の関係部分について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**下村委員長** 討論ないようですので、討論を終結いたします。

議第74号議案の関係部分を採決いたします。

本案の関係部分を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**下村委員長** ご異議なしと認めます。よって、議第74号の関係部分は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議第85号議案について、討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

下村委員長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第85号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

下村委員長 ご異議なしと認めます。よって、議第85号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

以上で、本日の審査事項は全て終了いたしました。

ここで、委員外議員から発言の申し出があれば許可いたします。

谷原議員。

(谷原議員の発言あり)

下村委員長 ほかに委員外議員の方でご意見ございませんか。

(「なし」の声あり)

下村委員長 ないようですので、これで委員会を終了したいと思います。

閉 会 午後0時07分

委員会条例第28条の規定によりここに署名する。

総務建設常任委員会委員長 下 村 正 樹